

教職員共済生活協同組合北海道支部

組合員組織・運営要綱

2009年4月1日制定

(目的)

第1条 教職員共済生活協同組合(以下、「この組合」という。)の組合員組織体(以下、「組織体」という。)は、組合員相互の協同と連携を図るとともに、諸活動の経験交流を強め、職場と地域でのこの組合の教育活動並びに事業活動の組織的拡大と民主的運営を強化し、労働者共済運動の発展に寄与することを目的とする。

(役割)

第2条 組織体の役割は、その目的を達成するため、次のとおりとする。

- (1) この組合への加入促進、事業活動の拡大、発展を図るために必要なこと。
- (2) 組合員および教職員の意見・要望を教職員共済生協に反映させ、民主的運営を強化していくために必要なこと。
- (3) 生協の普及活動、教育活動を積極的に展開するとともに、経験交流を深め、この組合の運動を強化・拡大していくために必要なこと。
- (4) 事業領域における教職員の要求を組織し、労働者福祉政策の確立と共済運動の推進をはかり、社会的責任としての役割を遂行するために必要なこと。
- (5) その他、目標達成に必要なこと。

(構成)

第3条 組織体の構成は、この組合の諸活動を積極的に取組む事業領域内の協力・推進団体とする。

(組織・幹事会)

- 第4条** 前第2条の役割を組織的に推進するため、原則として都道府県ごと、学校種別(大学・私学)ごとの区域(以下、「支部」という。)に幹事会を設置する。
- 2 支部幹事会は、この組合の推進基盤として、所管事業領域における事業所との連携を積極的に行うものとする。
 - 3 支部幹事会は、所管事業領域の協力・推進団体において選出された幹事若干名をもって構成する。但し、総合共済代理店において、組織内に同様な組織体が存在する場合は、その組織を当該幹事会とすることができる。
 - 4 幹事の任期は、1年とし、原則として定期に改選を行う。但し、再選を妨げない。なお、任期の途中で就任した場合は、幹事の任期は、前任者の残余期間とする。
 - 5 支部幹事会には、幹事長1名を置く、また副幹事長若干名を置くことができる。その選出は、幹事の互選によるものとする。
 - 6 支部幹事会は、原則として年2回以上開催する。会の招集は、幹事長が行う。
 - 7 支部幹事会事務局は、所管事業領域における事業所とし、次の職務にあたる。

る。

- (1) 開催手続き
- (2) 幹事名簿・議事録の作成
- (3) その他運営に関わる事務

(幹事会の任務)

第5条 支部幹事会の任務は、次のとおりとする。

- (1) この組合の事業方針，事業計画の討議
- (2) 所管事業領域における事業所の業務計画および活動方針策定に向けた助言・提言
- (3) 所管事業領域における事業所の業務計画達成への協力と具体的かつ組織的支援
- (4) 全国・ブロックにおける各支部幹事との意見・経験交流
- (5) その他，支部幹事会の運営に必要な事項

(組織体とこの組合)

第6条 組織体は，この組合の大綱的指導のもとに，自主性を持って運営される。

- 2 この組合は，組織体の意向を尊重して諸方針の策定と執行に努める。
- 3 この組合は，組織体から出された意見や要望に対して，その対応を明らかにし，速やかに報告する。

(費用)

第7条 組織体を運営するために要する費用は，原則としてこの組合の負担とする。

(改廃)

第8条 この要綱の改廃は，この組合が主催する全国組織代表者会議の討議のうえ，理事会の議決を経るものとする。

附 則

この要綱は，2009年4月1日から施行する。